

事 務 連 絡  
令和5年11月20日

各都道府県社会保障・税番号制度担当部  
各指定都市社会保障・税番号制度担当部 御中

総務省自治行政局住民制度課  
マイナンバー制度支援室

### 顔認証マイナンバーカードの導入開始日等について

平素よりマイナンバーカードの普及促進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

令和5年10月31日付け事務連絡（以下「事務連絡」という。）において、顔認証マイナンバーカードの導入開始日については、11月27日（月）以降とお知らせしていたところですが、準備期間を考慮し、12月前半を目途に調整しております。導入開始日が決定し次第ご連絡いたしますが、それまでの間、事務連絡のほか、令和5年11月2日に送付した電子証明書業務アプリケーション操作手引書などを参考に十分な準備をお願いいたします。

また、事務連絡でお知らせした主な質疑応答について、別添のとおり質疑応答を追加しております。

暗証番号の設定や管理等に不安がある方が安心してマイナンバーカードを取得し、利用できるよう、顔認証マイナンバーカードの円滑な導入にご協力をいただきますようお願いいたします。

都道府県におかれましては、以上について、域内の指定都市を除く市区町村に周知いただきますようお願いいたします。

#### 【連絡先】

総務省自治行政局住民制度課  
マイナンバー制度支援室  
担 当：田川、佐藤、大槻  
電 話：03-5253-5366（直通）  
メール：[juki@soumu.go.jp](mailto:juki@soumu.go.jp)